

議案第 14 号

下水道条例の一部を改正する条例

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

大阪広域水道企業団給水条例施行規程が令和6年3月1日に公布されたことに伴い、下水道条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものです。

下水道条例の一部を改正する条例

下水道条例（平成2年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 前項の使用料は、納入通知書に基づく払込み、口座振替又はその他の方法により2月分を一括して徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月、又は随時に徴収することができる。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

下水道条例（平成2年条例第14号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><u>2 前項の使用料は、納入通知書に基づく払込み、口座振替又はその他の方法により2月分を一括して徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月、又は随時に徴収することができる。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><u>2 前項の使用料は、毎使用月の翌月の初日から翌々月の25日までの間に、納入通知書に基づく払い込み又は口座振替により徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その他の方法により徴収することができる。</u></p> <p>3・4 (略)</p>